

防衛庁訓令第62号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第30条第3号、第36条及び第99条の規定に基づき、自衛官の昇任に関する訓令を次のように定める。  
昭和34年11月18日

防衛庁長官 赤 城 宗 徳

### 自衛官の昇任に関する訓令

改正 昭和36年2月20日庁訓第7号  
昭和45年3月13日庁訓第8号  
昭和45年6月18日庁訓第26号  
昭和55年12月5日庁訓第40号  
昭和60年12月21日庁訓第42号  
平成8年2月29日庁訓第9号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成28年3月28日省訓第18号  
平成28年9月26日省訓第57号  
令和3年3月16日省訓第8号

（総則）

第1条 2等陸佐、2等海佐又は2等空佐（以下「2佐」という。）以下の階級への自衛官の昇任に関しては、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定期昇任）

第2条 自衛隊法施行規則（以下「規則」という。）第28条の規定により行なう2佐以下の階級への自衛官の昇任（規則第29条の2から第31条までの規定により行なうものを除く。）は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる年度において定期に行なうものとする。

2 前項の規定により定期に行う昇任（以下「定期昇任」という。）は、毎年度2回、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号。第11条及び第14条において「一般基準訓令」という。）第7条第2項に定める期日に行う。

（定期昇任の指示）

第3条 防衛大臣は3等陸尉、3等海尉又は3等空尉（以下「3尉」という。）以上の階級への定期昇任（准陸尉、准海尉若しくは准空尉（以下この条及び第12条において「准尉」という。）又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長から3尉への定期昇任のための試験を含む。）について、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）はそれぞれ准尉以下の階級への定期昇任（陸士長、海士長又は空士長から3等陸曹、3等海曹又は3等空曹への定期昇任のための試験を含む。）について、昇任予定員数、昇任資格その他必要な事項につき指示を行う。

（定期昇任できない者）

第4条 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第43条第2号の規定により休職にされた自衛官については、当該休職期間中は定期昇任をさせないものとする。

（休職期間の不算入）

第5条 規則第29条の昇任に要する期間には、引き続き1箇月以上にわたる休職期間（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職期間並びに起訴されて休職を命ぜられ、裁判の結果、無罪、免訴又は公訴棄却が確定した場合並びに自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第56条及び第58条に掲げる場合の休職期間を除く。）は、算入しない。

（昇任試験の方法）

第6条 規則第28条第1項ただし書の規定による試験（以下「昇任試験」という。）は、筆記試験のほか、口述試験、実地試験その他昇任させようとする階級において求められる能力を客観的に判定することができる方法のうち幕僚長が定める1以上のものにより行なうものとする。

2 前項の筆記試験は、受験者の一般教養及び職務に関する知識を筆記により試験するものとする。

3 第1項の口述試験は、受験者の人物及び職務に関する能力を口述により試験する

ものとする。

4 第1項の実地試験は、受験者の職務に関する能力を実地により試験するものとする。

(幹部昇任試験委員会)

第7条 規則第28条第1項第1号から第6号までに掲げる場合における昇任試験(以下「幹部昇任試験」という。)を実施するため、幕僚長の定めるところにより、幹部昇任試験委員会を設置する。

2 幹部昇任試験委員会は、委員長及び委員で組織する。委員長は幹部昇任試験委員会が設置される部隊等(幕僚監部を含む。以下同じ。)の長をもつて、委員は1等陸尉、1等海尉又は1等空尉(以下「1尉」という。)以上の自衛官のうち委員長が指名する者をもつて充てる。ただし、部隊等の長は、やむを得ない事由のあるときは、1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上の自衛官を指名して、この者をもつて委員長に充てることができる。

3 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、委員長は、委員に自衛官以外の隊員で、行政職俸給表(一)3級以上の職務の級にあるものを指名して、この者をもつて委員に充てることができる。

4 幹部昇任試験委員会の委員長は、幹部昇任試験の成績その他必要な事項を順序を経て幕僚長に報告するものとする。

(曹昇任試験委員会)

第8条 規則第28条第1項7号から9号までの昇任試験(以下「曹昇任試験」という。)を実施するため、幕僚長の承認を得て、昇任権者(任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)の定めるところにより隊員の昇任を行う者をいう。以下同じ。)の定めるところにより、曹昇任試験委員会を設置する。

2 曹昇任試験委員会は、委員長及び委員で組織する。委員長は曹昇任試験委員会が設置される部隊等の長をもつて、委員は3尉以上の自衛官のうち委員長が指名する者をもつて充てる。ただし、部隊等の長は、やむを得ない事由のあるときは、2佐以上の自衛官を指名して、この者をもつて委員長に充てることができる。

3 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、委員長は、委員に自衛官以外の隊員で行政職俸給表(一)3級以上の職務の級にあるものを指名して、この者をもつて委員に充てることができる。

4 曹昇任試験委員会の委員長は、曹昇任試験の成績その他必要な事項を順序を経て昇任権者に報告するものとする。

(不正行為者の取扱)

第9条 幹部昇任試験又は曹昇任試験において不正行為を行なった者に対しては、幹部昇任試験委員会の委員長若しくは曹昇任試験委員会の委員長は当該試験の受験を停止し、又は昇任権者は、合格を無効とする。

(秘密の保持)

第10条 昇任試験の準備又は実施に従事する者は、細心の注意をもつて試験に関する秘密を保持しなければならない。

(昇任選考の方法)

第11条 規則第28条の規定による昇任のための選考(次条において「昇任選考」という。)は、一般基準訓令の定めるところによる。

(昇任資格者名簿)

第12条 昇任選考に当たっては、昇任資格者の所属部隊等の長は、昇任資格者名簿を作成し、順序を経て次の各号に掲げる者に提出するものとする。

(1) 3尉以上の階級への昇任選考については幕僚長

(2) 准尉以下の階級への昇任選考については昇任権者

2 昇任資格者の名簿を提出すべき所属部隊等の長及び昇任資格者名簿の提出順序については、幕僚長が定める。

(新たに上位の階級に必要な資格を取得した場合の昇任の手続)

第13条 規則第29条の2の規定により2佐以下の階級に昇任させることができることとなった自衛官については、幕僚長の定めるところにより、当該自衛官の所属部隊等の長は、昇任上申書を順序を経て昇任権者に提出するものとする。

(特別昇任等の手続)

第14条 3佐以下の自衛官が規則第30条第1号から第4号まで若しくは一般基準訓令

第10条第1項各号のいずれかに該当し、又は規則第30条の2の規定に該当すると認められる場合は、幕僚長の定めるところにより、当該自衛官の所属部隊等の長は、別紙様式の特別昇任等上申書を順序を経て昇任権者に提出するものとする。

(特別昇任等の承認)

第15条 昇任権者が規則第30条第1号から第4号までのいずれかに該当する自衛官を2階級上位の階級に特別昇任させる場合又は規則第30条の2の規定に基づき、2階級以上上位の階級に昇任させる場合に、昇任させようとする階級が1尉以下のときは、順序を経て防衛大臣の承認を得なければならない。

(委任規定)

第16条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和34年11月18日から施行する。
- 2 保安官の昇任に関する訓令（昭和28年保安隊訓令第7号）及び海上自衛官の昇任に関する訓令（昭和29年海上自衛隊訓令第25号）は、廃止する。
- 3 この訓令施行の際、保安官の昇任に関する訓令及び海上自衛官の昇任に関する訓令の規定により昇任手続を実施している者については、なお従前の例による。
- 4 昭和47年6月30日までの間は、規則第30条第3号に該当するものとして第14条各号の1に該当する1曹たる自衛官は、同条の規定にかかわらず、選考により、特別に2階級上位の階級に昇任させることができる。

附 則（昭和36年2月20日庁訓第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月13日庁訓第8号）

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月18日庁訓第26号）

- 1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。
- 2 改正後の自衛官の昇任に関する訓令附則第4項の規定は、昭和45年5月25日から適用する。

附 則（昭和55年12月5日庁訓第40号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（平成8年2月29日庁訓第9号）

この訓令は、平成8年2月29日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。  
(様式の内紙に関する経過措置)
- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成28年3月28日省訓第18号）

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則（平成28年9月26日省訓第57号）（抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日省訓第8号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年3月16日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この訓令の施行前に提出したこの訓令による改正前の自衛官の昇任に関する訓令別紙様式による特別昇任等上申書は、この訓令による改正後の自衛官の昇任に関する訓令別紙様式による特別昇任等上申書とみなす。

別紙様式

特 別 昇 任 等 上 申 書

上申部隊等の名称

昇任階級号俸		所属配置		職種		特 技	
現階級号俸		氏名		生年月日		認識番号 幹部名簿 序 列	
賞							
罰							
最終学歴							
入隊前の主要経歴 (旧軍関係を含む)							
自衛隊 経歴	入隊年月日			現階級任命年月日			
	主要職務歴						
平素の勤務 実績の概要							
特別昇任の理由							
根拠法規の条項							
上 申 書	次	年月日	所 見	職名階級	氏 名		
	第1次						
	第2次						
	第3次						
	第4次						
	第5次						